

地域未来戦略に関する関係副大臣等会議の開催について

〔 令和 7 年 11 月 11 日
地域未来戦略本部長決定 〕

- 1 地域未来戦略本部の下、地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援することなどの検討について、関係府省間の連携を図るため、地域未来戦略に関する関係副大臣等会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	地域未来戦略担当大臣
副議長	内閣官房副長官（衆） 内閣官房副長官（参）
構成員	地域未来戦略を担当する内閣府副大臣 金融関係事項を担当する内閣府副大臣 経済財政政策を担当する内閣府副大臣 総務大臣が指名する総務副大臣 財務大臣が指名する財務副大臣 文部科学大臣が指名する文部科学副大臣 農林水産大臣が指名する農林水産副大臣 経済産業大臣が指名する経済産業副大臣 国土交通大臣が指名する国土交通副大臣 内閣総理大臣補佐官（地域未来戦略担当）
- 3 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。